

記

1. 2016年賃金要求について

① 月例賃金

- i) 能率給の「足切り」を、現行45,000円から42,000円に減額する事。
- ii) 残業時に能率給の腰高が、残業1時間当たりに加算される企額を、4000円から減額変更する事。

② 賃与部門

賃収配分の各ランクを5%ずつ増額する事。

2. 労働補償の要求

- ① 「羽田定額」「成田定額」「TDR定額」は、メーター料金で賃金計算を行う事。
- ② 全ての無線空転は完全補償とし、通車料金及び燃料料金も含め賃収に入れる方式に変更する事。
- ③ 修理手当は1時間当たり800円、新車代替え又は車検時の待機は1時間当たり1,000円に増額する事。
- ④ 病気や家族の急用等での早退には、1日分の有給使用を認める事。
- ⑤ 雪等の天災で公共交通機関の遅れが原因での出勤については、基本給の斟酌カットを行わない事。

3. 高速道路料金の会社負担の要求

- ① 首都高速の帰路料金は全額会社負担とする事。
- ② 外軸環状線の帰路料金は全額会社負担とする事。
- ③ 圏央道の帰路料金は全額会社負担とする事。

4. スタッドレスタイヤの4輪装着の要求（12月～3月）

公共交通機関としての義務と責任を果たすため、12月から3月の期間はスタッドレスタイヤを常時4輪装着する事。

5. 「一律3割の減車」要求

都内全社「一律3割の減車」を行うよう、その先陣を切ると共に、「3割の減車」を他社にも働きかける事。

以上

東洋交通労働組合 41-03号
2016年 2月18日

東洋交通株式会社
代表取締役社長 川鍋一朗 殿

東洋交通労働組合
執行委員長 刻地るな

2016年春開要求書

公共交通機関としてタクシーの安全・安心が厳しく問われています。1月15日の事件でのツアーバスの悲惨な15名の死亡事故は他人事ではありません。2002年に改正された道路運送法が施行され、規制緩和によって道路旅客事業は異常に競争激化となり、産業は劣化し労働が劣化し、安全が陳腐にされています。安全・迅速・快適な公共交通機関としてのタクシーを守り・改善する事は、労使が共同で行う社会的責任です。

2014年1月に施行された「改正タクシー適正化特措法」の立法の目的は、タクシードライバの賃金・労働条件を改善し、より安全で快適な輸送を市民に提供する事です。しかし、残念ながら法律の施行以降は、政治・政策的に前進は全く無く、現実に行われている政策は、2009年10月に施行された旧法よりも大きく後退しており、賃金・労働条件は改善されていません。経済圏体の全タクシードライバも「改正法」の付帯決議を実行していません。

安倍政権は、ライドシェアと称して「自タク合法化」に向けて、道路運送法の改悪を行なう先鞭として、過疎地での「自タク導入」を、特区法を改悪して行おうとしています。更に東京では、労働者の賃金と事業者の収入が明瞭な「初乗り距離短縮運賃」を、経済圏体である東タク協が推進しています。「自タク合法化」と「初乗り距離短縮運賃の導入」を許せば、タクシーの品質・サービスを劣化させ、賃金・労働条件を引き下げ、安全を幾らにする事になります。東洋交通労働組合は、「自タク合法化」と「初乗り距離短縮運賃の導入」は絶対に容認できません。東洋交通は責任ある会社として、経済と労働者を守るためにも、「初乗り距離短縮運賃」を中止しないよう求めます。

現状の東洋交通に働く労働者の賃金・労働条件をみれば、この4年間一步ずつ改善されできましたが、残念ながら公共交通機関を軽い、「桜にN」で良質のサービスを提供する労働者としては、他産業労働者と比較しても全く不十分であり、更に賃金・労働条件を改善すべきです。

東洋交通労働組合は引き続き「努力した者が報われる」ように、賃金・労働条件の改善を要求します。公共交通機関と「桜にN」の高い品質にみあつた賃金に改善するよう、以下の通り要求します。切実な要求ですので、経営として前向きに受け止め、誠意ある回答を宜しく御願いします。